



～港湾・空港のことをもっと知つていただくために～

ぼくの名前は「こまほん」。小松島港湾・空港整備事務所のマスコットキャラクターだよ。タヌキの耳としっぽが目印。一般公募によって名前がつけられたんだ。

－第24回－ 植物検疫

国境を越える交通及び物流において必要とされる手続に、C I Qと言われるものがあります。

CはCustoms(税関)、IはImmigration(入出国管理)、QはQuarantine(検疫)です。

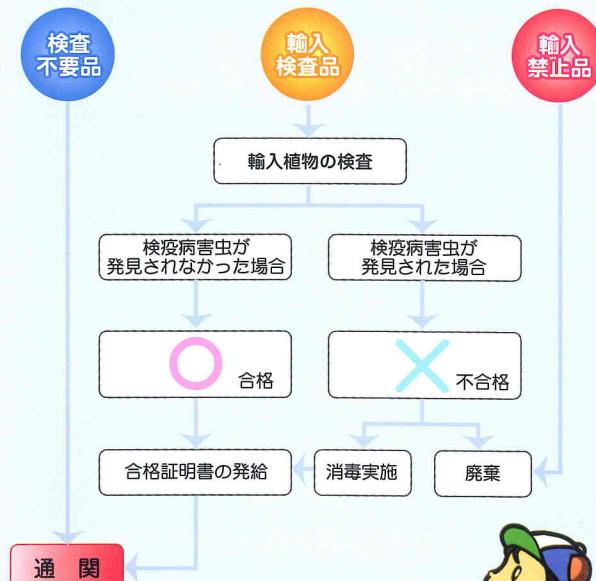
第23回の動物検疫に続き、植物検疫について勉強しましょう。

植物検疫



我が国の農作物等に被害をもたらす、海外からの病害虫(検疫病害虫)の侵入を防ぐため、港や空港では輸入検疫が行われます。また、重要病害虫の国内でのまん延を防ぐための国内検疫、諸外国の要求に応じた輸出検疫なども行われ、検査の結果、有害なものは消毒、廃棄などの措置がとられます。

輸入検査の流れ



◆ 輸入植物検疫

輸入植物検疫の対象は、苗、穂木、球根、種子などの栽培用植物及び野菜、果物、切り花、木材、穀類、豆類等の消費用植物の他、植物に有害な生きた昆虫・微生物など広範囲にわたっています。一方、製材・製茶など高度に加工された植物や死滅した昆虫標本等は輸入植物検疫の対象としていません。

輸入された植物は、輸出国の政府機関による検査証明書が添付されているかどうか、輸入禁止品かどうか、検疫有害動植物かどうかなどチェックされます。

輸入検査の結果、輸入禁止品や植物検疫の対象となる病害虫が付着していた場合は不合格となり、消毒、廃棄又は返送の措置が命じられます。



↑ 木材の検査



↑ 未熟バナナの検査

◆ 輸出植物検査

輸出相手国の植物検疫条件への適合性を調べるため輸出検査を行います。この輸出検査に合格したものには、「植物検疫証明書」が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付して輸出します。

輸出検査は基本的に植物防疫所で行いますが、必要があれば輸出植物の集荷地などで行うことも可能です。

出典:農林水産省ホームページ(植物防疫所)より
<http://www.maff.go.jp/pps/>